

2023年11月24日

東三河広域連合長 浅井 由崇 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護保険制度の改善についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のくらし福祉の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

この間、私たちが要請させていただいた子ども医療費無料制度、介護保険の住宅改修・福祉用具受領委任払い、障害者控除の認定書発行、国保料の減免制度の拡充、任意予防接種助成、妊産婦健診事業などの諸施策で多大なご尽力をいただき感謝いたします。

一方、コロナ禍で打撃を受けた県民の暮らしや生業は、異常な物価高と円安に加え、各種支援が打ち切られ、貸付の返済が大きな負担になり、深刻になっています。さらに、昨年 10 月から 75 歳以上の医療費 2 倍化、2 年連続の年金支給額の引き下げ、介護保険料の引き上げと給付の制限、任意のマイナンバーカードを事実上強制する保険証廃止などの動きが国民の不安を高めています。

来年4月は、医療保険の診療報酬、介護保険の介護報酬、障害福祉サービスの報酬の「トリプル改定」です。こうした報酬改定や現在検討中の「医療計画」、「介護保険事業計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「国保運営方針」などに私たちの願いが反映されることを願っています。

東三河広域連合におかれては、介護保険制度と高齢者福祉施策の改善のために、以下の陳情項目の実施をお願いいたします。

【陳情項目】

(1) 介護保険料・利用料など

- ① 介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。
→ 第8期事業計画期間において、国標準9段階を12段階へ多段階化し、応能負担を行っています。または、介護保険は、行政と、40歳以上の国民が皆で助け合う制度であるため、収入や所得に応じた応能負担が必要となります。
- ② 収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。
→ 応能負担の考え方や介護保険制度の財源への影響等を鑑みて慎重に検討する必要があると考えます。
- ③ 介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
→ 社会情勢等を鑑みて、検討を進めます。
- ④ 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
→ 介護保険制度で定める軽減制度の実施により、低所得者の利用者負担軽減に取り組んでいます。
- ⑤ 施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

→ 現時点で、広域連合独自の補助制度の創設は予定しておりません。

(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

→ 介護保険制度で定める範囲で、適切に対応しています。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

→ 利用者の状態と多様な生活支援サービスの内容とを総合的に考慮して、現行相当サービスが必要な方へは当該サービスを提供しています。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小せず、要件の緩和をしてください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

→ 介護保険制度で定める品目、要件、手続きに従い、適切に対応しています。

④多くの高齢者が参加できるよう介護予防に取り組む地域支援事業を充実させてください。その際、「総合事業」を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。

→ <市町村>にて回答

(3)基盤整備

①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

→ 介護保険施設等については、サービスの需給などを検討し策定した第8期介護保険事業計画に基づき計画的に整備します。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

→ ホームページに入所指針や様式を掲載し、意見照会があったものについて適切に対応しています。

(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

→ 現時点で、広域連合独自の施策は予定しておりません。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

→ 現時点で、広域連合として一人夜勤の禁止は予定しておりません。人員配置については、介護保険法に基づき適切に配置を行うよう指導しております。

③夜勤体制についての実態調査を実施し、必要に応じて改善できるよう財政支援などの措置を講じてください。

→ 夜勤体制の実態に関しては夜勤形態調査を行いました。現時点で、広域連合として財政支援を行うことは予定しておりません。

(5)高齢者福祉施策の充実

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

→ <市町村>にて回答

②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

→ <市町村>にて回答

③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。

→ <市町村>にて回答

- ④住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。
- 住宅改修、福祉用具購入に関する受領委任払い制度を実施しています。現時点で、高額介護サービス費については予定しておりません。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①2023年6月に成立した「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。
- <市町村>にて回答
- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施してください。
- <市町村>にて回答
- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるための無料検診事業を実施してください。
- <市町村>にて回答

(7)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を障害者控除の対象としてください。
- <市町村>にて回答
- ②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。
- <市町村>にて回答

以上